

兵庫県保健医療計画の改定方針（案）

平成19年8月
健康福祉政策課

兵庫県では、すべての県民が生涯をいきいきと安心して暮らせる社会の実現をめざし、平成18年4月に保健医療計画の第4次改定を行い、「健康と元気を支える保健対策の推進」「いのちを守る安心の医療提供体制の充実」「地域ケアを進める連携体制の強化」の3つを基本理念として、その目標達成に向けた施策展開を図っている。

国が進める医療制度改革の一環として、第5次改正医療法が平成19年4月から施行され、国が定める基本方針に基づき、各都道府県が新たな医療計画を20年4月に一斉に策定することとされたところである。

このような国の動きに応じて、「兵庫県保健医療計画」を平成20年4月目途に改定する。

1 改定のポイント

平成18年4月に地域の重要課題に対応するための計画改定を行ってまだ間がないことから、今回の見直しは国の医療構造改革への対応を中心とする。

ただし、地域の重要課題については、その後の状況変化も踏まえて今後の推進方策・目標を見直し、新計画に書き込む。

(1) 医療構造改革への対応（改正医療法及び「医療提供体制の確保に関する基本方針」、
「医療計画作成指針」「疾病及び事業ごとの医療体制構築に係る指針」を踏まえた見直し）

- ① 医療提供施設相互の機能分担及び業務連携
4疾病5事業（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）ごとの医療連携体制の構築
（2次医療圏にこだわらず、地域の実情に応じた区域を単位とする）
- ② 医療機能に関する情報提供の推進（医療提供施設の医療機能の明示）
- ③ 居宅等における医療の確保（在宅医療に係る診療所、訪問看護ステーション、歯科診療所、薬局、病院等の連携体制の明示）
- ④ 数値目標の設定と事業の実施状況の評価
- ⑤ 医療提供施設としての薬局の医療機能の明示
- ⑥ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保
- ⑦ 地域において必要とされる在宅医療の推進等に係る有床診療所の記載
- ⑧ 医療費適正化計画、健康増進計画、地域ケア体制整備構想（仮称）等との整合
平均在院日数の短縮、健診受診率の向上、療養病床の再編を踏まえた在宅療養体制の確保など

(2) 地域の重要課題への対応

- ① 医師確保（地域別、診療科別の偏在解消）の具体策
- ② がん対策（特に肝がん、肺がん）
- ③ リハビリテーション体制 等

2 新計画の基本的事項

(1) 計画の性格

- ① 医療法第30条の4に基づき都道府県が策定する医療計画であると同時に、地域保健法の趣旨に沿って地域保健対策の方向を示す基本的な計画である。
- ② また、県民、市町、保健・医療機関、関係団体等の参画と協働のもと、それぞれが取り組むべき保健・医療分野の基本的指針(ガイドライン)としての性格を併せ持つ。

(2) 県の他計画等との関係

- ① 「21世紀兵庫長期ビジョン」の保健医療に関する分野別計画であり、「少子・高齢社会ビジョン」の趣旨を踏まえた計画とする。
- ② 医療費適正化計画、健康増進計画、地域ケア体制整備構想、がん対策推進計画、長寿社会プラン、すこやかひょうご障害者福祉プラン、障害福祉計画、ひょうご子ども未来プラン等、関連する計画との整合を図った計画とする。
- ③ 他の計画・指針・戦略等に記載されている項目あるいは記載される項目については、医療法に基づく必要的記載事項、国から示された基本方針及び医療計画作成指針を勘案して、記載方法(概要のみを記載するなど)を決定していく。

(3) 計画の構成(別紙1構成案参照)

- ① 圏域ごとの計画書を作成せず、「兵庫県保健医療計画」1冊とする。
医療法改正により、「医療計画において2次医療圏ごとの医療提供体制を明らかにする」との規定が削除されたことに伴い、国は「必ずしも二次医療圏ごとに計画を定める必要はない」とし、2次医療圏単位での地域保健医療計画の作成を定めていた平成2年11月30日付の健康政策局計画課長通知は廃止された。
そのため、計画書は全体を一冊にまとめ、各項目中にその項目に応じた圏域設定と圏域ごとの医療連携体制を記載する。
- ② 県民局として主体的な取組方針を明示するため、圏域ごとの重点課題に対する推進方策(圏域重点推進方策)を計画書の末尾に記載する。

(4) 計画期間

平成20年4月から5年間の計画とする。

3 見直しの主な論点

(1) 医療連携体制の検討と医療機能の明示

国の基本方針では、4疾病5事業の医療連携体制と医療機能を計画に明示することとされている。

兵庫県においては、県独自の生活習慣病疾病別地域医療システムなど、医療提供体制の整備を進めてきているが、国の基本方針を踏まえ、医療提供施設が有する医療機能の実態を調査したうえで、改めて医療連携体制を再検討し計画に記載するとともに、県民に分かりやすくホームページ等で情報発信する。

なお、医療法改正に伴い、4疾病5事業の医療連携体制については2次医療圏にこ

だわらず地域の実情に応じた計画づくりを行うこととされたことから、分野ごとの特性と地域の実情を考慮し、柔軟に圏域設定を検討することとする。(別紙2イメージ参照)

＜検討項目＞

- ・めざすべき連携体制のイメージ図
- ・連携体制を構築する区域(2次医療圏あるいは独自の圏域)
- ・明示すべき医療機能
- ・該当する医療機関名(圏域ごと)
- ・連携体制の4現状・課題
- ・連携を進めるための施策
- ・医療連携体制及び医療機能に係る情報発信の方法

(2) 数値目標の設定と事後評価の仕組みづくり

兵庫県ではこれまでから可能なかぎり数値目標を設定してきたが、国の指針に示されている指標を参考に、医療費適正化計画等の関係計画との整合も図りながら、目標設定を行うとともに、計画策定後、定期的に評価する仕組みづくりを行う。

＜検討項目＞

- ・既存の数値目標の達成状況の把握、目標設定の点検
- ・4疾病5事業に関して国が示す指標を参考に新たな目標を検討
- ・医療費適正化、健康増進計画、地域ケア体制整備構想等の数値目標との整合
- ・評価(アセスメント)のための情報収集の仕組み

(3) その他の項目

国は医療計画作成指針において、「基準病床数に関する事項など従来の取扱と変更がない記載事項については」平成20年4月に見直す必要はないとしている。

① 2次保健医療圏域

現在の圏域設定を維持する方向で検討を進める。

＜考え方＞

- ・平成18年4月の計画改定において圏域を設定してから2年しか経過しておらず、入院医療をとりまく状況に大きな変化はない。
- ・医療法第5次改正及び基本方針において、4疾病5事業の医療連携体制については2次医療圏にこだわらず地域の実情に応じた柔軟な計画づくりを行うこととされた。
- ・本県では、各医療分野について2次医療圏を基本とした柔軟な圏域設定により、中核的な病院の選定など医療提供体制の整備を進めている。

② 基準病床数

平成18年4月の計画で定めた基準病床数を見直すかどうかも含め検討する。

3 検討体制

- (1) 医療法の規定に基づき、医療審議会に諮問し、答申を受けて策定する。具体的な審議は、同審議会保健医療計画部会を開催し行う。

- (2) 圏域における課題の抽出や推進方策の検討に当たり、圏域健康福祉推進協議会の意見を聞く。
- (3) 県庁内に設置している兵庫県医療構造改革推進会議において、医療費適正化計画、健康増進計画、地域ケア整備構想等との整合を図る。
- (4) 計画の策定にあたっては、保健医療関係団体等との調整を行う。また、医療法に基づき市町への意見照会を行うとともに、パブリックコメントにより県民の意見を反映する。

4 今後のスケジュール

平成19年4月	医療提供体制の確保に関する基本方針の提示（国）
7月	医療計画作成指針の提示（国）
8月	医療審議会（計画改定について諮問）
	第4回保健医療計画部会（改定方針について）
9～10月	第5回保健医療計画部会（計画骨子案について）
12月	第6回保健医療計画部会（計画案について）
平成20年1～2月	パブリックコメント・市町への意見照会
3月	医療審議会から答申
	計画の決定
4月1日	告示

新兵庫県保健医療計画（構成案）

第1部 総論

・項目は、平成18年4月策定の現計画「総論」に記載している項目と同様。

- 改定の趣旨、計画の性格
- 兵庫県の概況
- 基本理念
- 保健医療提供体制の基盤整備

第2部 各論

・項目は、平成18年4月策定の現計画「各論」に記載している項目と同様。
・国の基本方針に基づき、主要9事業*の地域ごとの医療連携体制についても記載する。

第1章 健康と元気を支える

- 母子保健
- 学校保健
- 職域保健
- 成人保健
- 歯科保健
- 精神保健
- 結核・感染症対策
- アレルギー対策
- 健康危機管理体制 など

第2章 いのちを守る

- 救急医療 *
- 小児救急医療 *
- 災害医療 *
- へき地医療 *
- 周産期医療 *
- がん対策 *
- 心疾患対策 *
- 脳血管疾患対策 *
- 糖尿病対策 *
- 精神医療
- 歯科医療
- 先端医療
- 医療安全対策
- 薬事 など

第3章 地域ケアを進める

- かかりつけ医
- 在宅医療
- 在宅ターミナルケア
- 地域リハビリテーションシステム
- 難病対策
- 摂食・嚥下障害対策
- 透析医療
- 保健・福祉・医療の連携 など

第3部 圏域重点推進方策

- 神戸圏域
- 阪神南圏域
- 阪神北圏域
- 東播磨圏域
- 北播磨圏域
- 中播磨圏域
- 西播磨圏域
- 但馬圏域
- 丹波圏域
- 淡路圏域

・新しい兵庫県保健医療計画の目標を達成していくために、圏域で①重点的に推進する事項、②特徴的な事項の具体的な取組等を圏域ごとに記載する。

第4部 計画の推進体制

・項目は、平成18年4月策定の現計画「計画の推進体制」に記載している項目と同様。

